

暫定措置563号/12年
(2012年4月4日)による
2013年1月1日から施行される
移転価格税制の改正概要



2012年5月8日

ブラジル日本商工会議所
コンサルタント部会

改正(暫定措置)の主旨

- A. 連邦国税庁の移転価格税制細則に対する異議申立てが多数存在することから法律を手直し、税法基盤の擁護を計る。特に海外関連会社からの輸入に関する立証計算方法につき、より適切な方法に改正。
- B. 法律9430号18条19条で規定される一定の利益マージン比率を今後大蔵省の政令により、各経済活動業種やセクターごとの実体に合わせた比率を適用していく方針と実際の利益マージンの公表。
- C. 国税の税務検査上の容易性の観点から納税者の立証方法の選択に関するルール作成。
- D. コモディティ(先物取引商品)の輸出入に関する移転価格税制の新たなルール。

移転価格税制の主要な法規定

- 法律9430号(18-28条) → 一部改正
(暫定措置 563)
- 細則 243号 → 今後暫定措置の立法化に伴ない細則も改定

法律9430号の解釈と細則243号規定上、税額計算に大きな差があったため、法律9430号を改正し、細則243号の考え方に合わせたもの。また今回の改正では独立価格(アームスレンジス価格またはパラメーター額)の考え方も修正。

A. 移転価格税制(法律9430号18～24条)の 関連者からの輸入に関する改正

ブラジルの事業者が海外関連会社から仕入れるケースの規定見直し

独立企業間価格の算定方法	改定措置
1. 独立価格比準法 (PIC)	<ul style="list-style-type: none">• PICによる立証対象輸入額の少なくとも5%の第3者との同期間の取引価格書類を要求。同期間の取引が存在しないときは前年度の取引データを使用してもよい。
2. 再販価格基準法 (PRL)	<ul style="list-style-type: none">a) PRL法のパラメーター価格の算定につき法律9430の計算方法のあいまいさを排除し、細則243の算定方法(下記bを除く)を法律として明文化。b) 実際の輸入品(パラメーター輸入品価格と比較される完成品及び原材料)価格は今後FOB価格とする。(今まではCIF+関税)

A. 移転価格税制(法律9430号18~24条)の 関連者からの輸入に関する改正

独立企業間価格の算定方法	改定措置
	<p>c) 比較はFOB価格とパラメータ額で行う。</p> <p>d) 新しい利益マージン率に変更(輸入) 製造業60%、販売20%(2012年現在)</p> <p style="text-align: center;"><u>40%の利益マージン</u></p> <p>A) 医薬及び化学薬品の製造 B) 煙草製品製造 C) 光学、写真映像機器の製造 D) 歯科を含めた医療用の装置、機械、 器具の販売 E) 石油及び天然ガスの採掘 F) 石油製品製造</p>

A. 移転価格税制(法律9430号18~24条)の 関連者からの輸入に関する改正

独立企業間価格の算定方法	改定措置
	<p style="text-align: center;"><u>II 30%の利益マージン</u></p> <p>A) 化学製品製造 B) ガラス及びガラス製品の製造 C) セルロース、紙及び紙製品の製造 D) 冶金製錬</p> <p style="text-align: center;"><u>III 20%の利益マージン</u></p> <p style="text-align: center;">その他の産業</p> <p>・暫定措置では大蔵省は政府通達により、利益マージンの変更を行うことができる。 企業や業界が利益マージンの見直しを申し出ることができる法律9430号の21条 § 2は継続。</p>
3. 原価基準法 (CPL)	変更なし

改正に関する主要点

1)製造業者の原材料部品輸入 - PRL法による立証が大部分

以前

法律9430算定方式採用

細則243は租利益率60%と非現実的なため従わない企業が殆ど。異議申立て裁判で対応。

税額調整ゼロ又は少額

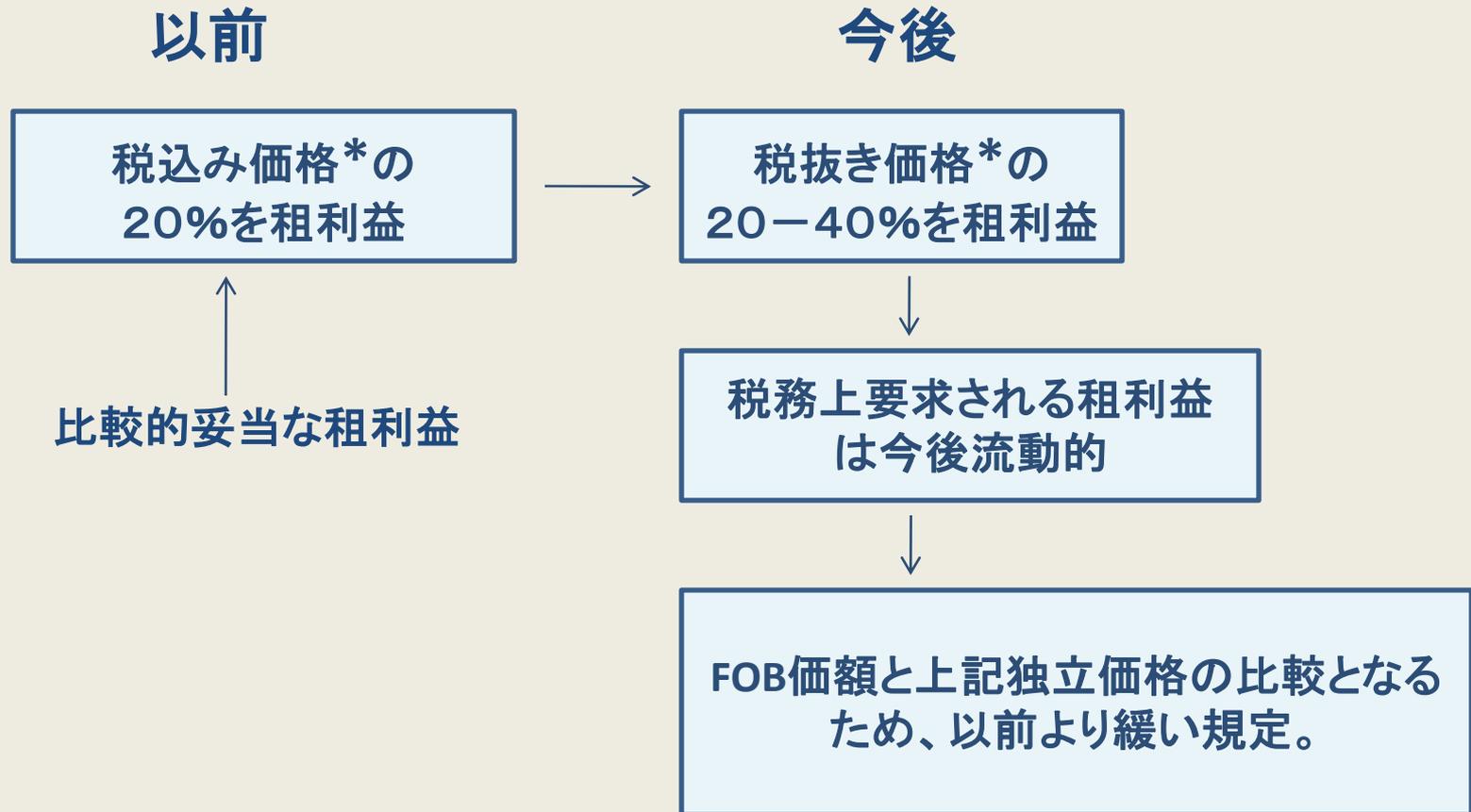
今後 (2013年1月以降)

国税庁細則243号の修正版による算定方式のみ。

租利益率は60%から20~40%に低減、但し法律9430の算定方式を採用し、裁判に持ち込む選択は不可能。

税額調整額が発生するかどうかは販売利益マージン率による。

2) 輸入品の国内販売事業者



注: *販売代理コミッション割引など控除

税額調整計算例(棚卸資産)

1)製造業者

仮定

輸入コスト (FOB)	フレート+関税	合計	国内コスト(労務費+ 国内調達原料+製間)	製造原価
180	30	210	790	1,000

(1)	(2)	(3)	(4)	(3) - (4)
正味販売価格	コミッション (-)	差引価格	売上原価	租利益
1,400	100	1,300	1,000	300

税額調整計算例(棚卸資産)

1)製造業者

法律9430(60%)	細則243(60%)	暫定措置(20%)
$1,300 - 790(\text{国内コスト}) = 510$	$210 / 1000 = 0,21(\text{輸入割合})$	$180 / 1,000 = 0,18(\text{輸入割合})$
$510 \times 60\% = 306(\text{租利益})$	$1,300 \times 0,21 = 273$ (売上高に占める輸入割合相当額)	$1,300 \times 0,18 = 234$ (売上高に占める輸入割合)
$1,300 - 306 = 994$	$273 \times (1 - 0,6) = 109,2(\text{輸入部品パラメータ額})$	$234 \times (1 - 0,2) = 187,20$
独立企業間価格 994	独立企業間価額 109,2	独立企業間価額 187,20
実際の輸入コスト 210	実際の輸入コスト 210	実際の輸入コスト (FOB) 180
<u>課税利益調整額 なし</u>	<u>課税利益調整額 90,8</u>	<u>課税利益調整額 なし</u> 注: 輸入コスト = FOB

2)販売会社

仮定

輸入FOB額	フレート + 関税	仕入原価
180	30	210

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(4) - (5)
税込販売額	正味販売額	コミッション	差引価格	売上原価	租利益
400	290	10	280	210	70

2)販売会社

計算方式

法律9430(20%)	細則243(20%)	暫定措置563(20%)
<p>(1) $400 \times 20\% = 80$ (税法上の 利潤)</p> <ul style="list-style-type: none">正味販売額 - コミッション - 利潤 = 独立企業間価格$290 - 10 - 80 = 200$ <p>独立企業間価格 200 実際の輸入コスト 210 (FOBと比較する法解釈もある)</p> <p><u>課税利益調整額 10</u></p>	<p>左と同じ</p> <p>細則では実際の輸入コストは CIF+関税と明記</p>	<ul style="list-style-type: none">輸入原価(FOB) / 仕入原価 $180 / 210 = 85.7\%$(4) $280 \times 85.7\% = 240$ (売上高のうち 輸入FOB額の割合) $240 \times 20\% = 48$ (税法上の 利潤) <p>$240 - 48 = 192$ 独立企業間価格 192 (パラメーター価額)</p> <p>実際の輸入コスト (FOB) 180</p> <p><u>課税利益調整額 なし</u></p>

注意点

暫定措置563号は種々の経済政策導入を含む54条から成り立つ政府の措置であり、移転価格税制の改正はその一部となっている。

新聞報道によれば180の修正案が国会の委員会に提出されている。

2012年からの移転価格税務検査

税務検査で提出する計算根拠と数値



基本3法の一つを選択



税務検査で立証不十分とされた場合は
30日以内に別の立証方法で計算根拠を
示すことができる。

コモディティにつき、海外関連者との 輸出入取引に対する新たな規定

- 輸入 — PC1
- 輸出 — PECEX
- 取引日の平均売買額を基準値
- 国際商品先物市場価額プラス・国内取引相場差額
- 商品取引では、海外関連者との取引価額が国内取引価額の90%を下回らない場合は移転価格税制適用外というルールは適用されない。

改正ルールの前倒し適用

当該移転価格改正ルールは2012年会計年度に適用することを選択できる。(2012年以降の輸入品を使用した販売から生じる課税利益の計算) (42条)

借入金利息に対する法規定の修正

中銀登録とは別に海外関連会社からの借入金に対する利息の上限を法律により設定:今までは6ヶ月Libor+3%(年率)新规定は6ヶ月Libor+スプレッドとし、スプレッドは大蔵省からマーケットに応じて通達される。(第22条の変更)

改正に関する主要留意点

- 1) 当該暫定措置563号は修正され、法律となる可能性があるので内容に注意する。また暫定措置は国会で立法化されない時は廃案となる。
- 2) 法律9430に基づき税額計算(輸入)を行ってきた企業は暫定措置563号公布以降は、調整額がでる可能性があるので計算することを推薦。

改正に関する主要留意点

- 3) 暫定措置でいう利益マージンは9430号と異なり会計上の利益マージンと一致するため、損益計算書から調整が必要か大方のところは予想できる。ただ実際は製品ごとに計算するため、利益マージンが製品ごとに異なる場合は、調整額が発生する可能性がある。